

村上市防災用自走式トイレカー貸出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、村上市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（平成20年村上市条例第67号）第7条の規定に基づき、村上市（以下「市」という。）が所有し管理する防災用自走式トイレカー（以下「トイレカー」という。）の貸出しについて必要な事項を定めることにより、地域経済の活性化及び住民の防災意識の浸透に向けた平時の利活用を推進し、地域防災力の向上を図ることを目的とする。

(貸出対象)

第2条 トイレカーの貸出しを受けることができる者は、次に掲げる公益活動を行う非営利団体とし、主に市内を活動場所とするものとする。

- (1) 防災・防犯・交通安全活動
- (2) 社会福祉・地域福祉活動
- (3) 教育・子ども育成支援活動
- (4) まちづくり・地域活性化活動
- (5) 環境保全・自然保護活動
- (6) 国際協力・文化交流・芸術振興活動
- (7) 学術・文化・スポーツ・健康増進活動
- (8) 地域経済の持続可能性向上・産業の担い手育成・次世代への技術継承活動
- (9) 前8号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める活動

2 前項の規定にかかわらず、その活動が次のいずれかに該当する場合は、トイレカーの貸出しを行わないものとする。

- (1) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのある場合
- (2) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのある場合
- (3) 不当な利益を得るために使用されるおそれがある場合
- (4) その他公益を害するおそれがある場合

(貸出車両)

第3条 貸出しをするトイレカーは、別表のとおりとする。

(使用区域)

第4条 トイレカーの使用区域は、原則として市内とする。

(貸出期間及び返却)

第5条 トイレカーの貸出期間は、イベント等で実際に稼働させる日のほか、借受け及び返却に要する日を加え原則7日以内とする。ただし、市長が必要と認める場合は、貸出期間を延長できるものとする。

2 トイレカーの借受け及び返却は、村上市の休日を定める条例（平成20年村上市条例第2号）第1条に定める休日以外の午前9時から午後4時までの間で行うものとする。

3 トイレカーを借り受けた者（以下「借受者」という。）は、トイレカーを返却する際に、トイレ室内の清掃及び汚水タンク内のし尿収集（以下「清掃等」という。）を実施した上で、市に対し返却を行うものとする。

4 市長は、トイレカーの返却があった際は検査を行い、清掃等が不十分な場合は、改め

て借受者に清掃等を実施させることができるものとする。

(貸出手続等)

第6条 トイレカーの貸出しを希望する者(以下「申請者」という。)は、村上市防災用自走式トイレカー貸出申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を使用開始日の7日前までに市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) トイレカーを運転する者の運転免許証の写し
- (2) 第8条に規定する補償内容が確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 申請は、借受日の1年前から受け付けるものとする。

4 申請に係る窓口は、総務課危機管理室とする。

(貸出しの承認)

第7条 市長は、申請書の提出があった場合において、貸出しが適当と認めるときは、村上市防災用自走式トイレカー貸出承認通知書(様式第2号)により申請者に対し通知を行った上で、トイレカーを貸し出すものとする。

2 市長は、申請者に対して前項に規定する通知を行うに当たり、管理上必要な条件を付すことができるものとする。

3 申請書は先着順で受け付け、順次、審査をし承認可否を判断するものとする。

(加入保険)

第8条 トイレカーの貸出期間中に発生した事故等についての一切の責任は、借受者において負うものとして運転することができる者は、借受者が加入する保険において、他車を運転した際に下記の内容を補償できるものとする。

- (1) 対人賠償保険(補償金額が無制限であるもの)
- (2) 対物賠償保険(補償金額が無制限であるもの)
- (3) 人身傷害保険

(法令遵守)

第9条 借受者は、法令を遵守し、交通事故等の防止に万全を期さなければならない。

(注意事項)

第10条 借受者は、トイレカーの利用者の態様に応じた注意喚起等を行い、利用者の安全に配慮しなければならない。

(費用の負担)

第11条 トイレカーの貸出しは、無料とする。ただし、トイレカーの運搬、設置及び清掃等に係る費用並びにトイレカーを稼働させるために使用する電気、燃料、水道及び消耗品等の費用については、全て借受者の負担とする。

2 借受者の過失により生じたトイレカーの破損及び故障については、その修繕に要する費用は全て借受者において負担するものとする。

3 前2項に掲げるもののほか、必要な費用の負担については、市と借受者においてその都度協議するものとする。

(転貸等の禁止)

第12条 借受者は、トイレカーを第三者に転貸し、又は営利を目的とする行為に使用して

はならない。

(貸出承認の取消し)

第13条 市長は、借受者が第2条、第5条及び前条の規定に違反した場合のほか、災害発生等の緊急かつやむを得ない理由によりトイレカーを市が使用し、又は他の者に貸し出す必要が生じたときは、貸出し前にあっては第7条の規定による承認を取り消し、又は貸出期間中であっても直ちに返却させることができる。

(事故等の報告)

第14条 借受者は、トイレカーの貸出期間中に破損、故障、交通事故又はこれらに類する事象が発生したときは、直ちに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

2 借受者は、前項の指示を受けた後、速やかに、村上市防災用自走式トイレカー事故報告書(様式第3号)に市長が指示する書類を添付して提出しなければならない。

(損害賠償)

第15条 借受者は、交通事故等の示談交渉を行うに当たり、当該交通事故等が早期かつ円満に解決できるよう、誠意をもって対応しなければならない。

2 借受者は、交通事故等で第三者又はトイレカーに損害を与えたときは、その賠償に要する費用のうち、市の責めに帰すべき事由により生じた損害賠償費用を除く一切の費用を負担することとする。

3 市長は、借受者の交通事故等による損害賠償費用、借受者が故意若しくは過失によりトイレカーを毀損し、若しくは亡失したことによる原状回復費用又は借受者が道路交通法(昭和30年法律第105号)に違反したことにより生じた費用を負担したときは、市の責めに帰すべき事由により生じた費用を除き、当該費用を借受者に求償することができる。

(し尿収集)

第16条 トイレカーのし尿収集は、村上市し尿収集運搬許可業者が行うものとする。

(し尿収集の依頼及び手数料)

第17条 市が共催する事業により生じたトイレカーのし尿処理手数料は、無料とする。

2 前項の事業を行う者は、環境課生活環境室にあらかじめ、し尿収集を希望する日時と場所を伝えるものとする。

3 第1項に定める事業を除く事業のし尿収集は、使用する区域の許可業者と借受者の契約に基づき行うものとする。

(補足)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。

別表

NO	種別	車両番号	寸法（長さ×幅×高さ）	車両総重量	排気量
1	トイレカー（1室型） 1号車	新潟800せ 5682	3,680mm× 1,650mm× 2,700mm	1,130kg	650cc
2	トイレカー（1室型） 2号車	新潟800せ 5683	3,680mm× 1,650mm× 2,700mm	1,130kg	650cc
主な仕様（2台共通）					
大便器（洋式）			ウォシュレットタイプ（暖房便座） オストメイト式		
手洗い場 蛇口			1式		
昇降用階段			1式		
昇降用手すり			1式		
スロープ（アルミ特注）			長さ4,800mm×800mm 使用時は介助者が必要		
換気扇			高出力換気扇		
トイレ使用回数			おおむね100回		
ウインドエアコン			冷暖房（外部電力供給）		
貯水タンク容量			70L		
便槽タンク容量			250L		
駆動方式			4WD・AT		
使用燃料			ガソリン（レギュラー）		
コンセント			100V用コンセント2箇所		
その他			太陽光発電機能（ソーラーパネル）付き		